

平成27年6月25日より 確認済表示板の記載内容が改正されました。

建築士法の一部改正により、確認済表示板の設計者氏名及び工事監理者氏名の欄に記載する事項が次のとおり追加されました。

1. 設計者及び工事監理者が建築士の場合は、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記載してください。
2. 設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、その者が属している建築士事務所の名称及び一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記載してください。

第68号様式
(建築基準法施行規則第11条関係) (木板、プラスチック板その他これらに類するものとする)

35cm以上

建築基準法による確認済	
確認年月日番号	平成 年 月 日 H トータル確認第 T 号
確認済証交付者	株式会社トータル建築確認評価センター 代表取締役 宇納芳樹
建築 造主氏名	改正後における設計者及び工事監理者欄の記載例です。
設計者氏名	○級建築士事務所 □□建築士事務所 ○級建築士 ●● ●●
工事監理者氏名	○級建築士事務所 □□建築士事務所 ○級建築士 ●● ●●
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
建築確認に係る その他の事項	

25cm以上

(注意)

- 1 設計者及び工事監理者が建築士の場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記入してください。
- 2 設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその名称及びその一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記入してください。